

令和5年度における千葉市の障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針

令和5年4月3日制定

千葉市は、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するための方針を以下のとおり定め、障害者就労施設等の受注機会の確保拡大、一般就労の促進を図る。

1 適用範囲

本方針は、本市の組織における物品等の調達に適用する。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までの規定等に基づき、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設

- ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者の地域における活動の場として本市が運営補助している施設

- ア 心身障害者ワークホーム
- イ 精神障害者共同作業所

(3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※以下の要件をすべて満たす事業所

- ①障害者の雇用数が5人以上
- ②障害者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

(5) 特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター

3 調達の目標

物品等の調達においては、障害者就労施設等が供給可能な物品等について、分野・品目を限定することなく、調達するよう努める。

調達目標額 5,200,000円以上

4 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設が供給できる物品等の周知及び共同受注窓口の活用

障害者就労施設等が供給可能な物品等については、当該施設等からの情報を基に作成した一覧や各障害者就労施設等の物品等の受注例などを掲載したデータベース「チャレンジド・インフォ・千葉」により、府内各部署に周知する。

なお、大量発注などの受発注調整にあたっては、共同受注窓口である「千葉県障害者就労事業振興センター」を積極的に活用する。

(2) 新たな物品等の発注及び開発促進

府内各部署に対し、発注事例の紹介など具体的な情報を提供することにより、新たな発注を促進する。

また、府内各部署の物品等に係るニーズ把握に努めることとし、その内容を「千葉県障害者就労事業振興センター」等を通じて、障害者就労施設等に情報提供することで、供給可能な物品等が増えるよう開発促進をする。

(3) 隨意契約による調達等

障害者就労施設等からの物品等の調達は、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、随意契約により行う場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努める。

(4) 市内中小企業及びシルバー人材センターなどへの配慮

市内中小企業や高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて設置されたシルバー人材センターなどに十分配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進める。

5 調達実績の公表

調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、本年度終了後、速やかに調達実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

6 その他の事項

障害者就労施設等による本市庁舎内での物品の販売機会の確保を行い、その販売の内容について広く周知するほか、新たな取り組みとして府内に対して、障害者優先調達推進法に係る普及啓発に努める。